
○議長（藤井 要君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井 要君） 日程第5、議案第7号 賀茂地区障害者地域生活支援拠点事業運営協議会の設置についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（長嶋精一君） 議案第7号 賀茂地区障害者地域生活支援拠点事業運営協議会の設置についてでございます。

詳細は担当課長から申し上げます。

（健康福祉課長 新田徳彦君 提案理由説明）

○議長（藤井 要君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○5番（深澤 守君） 障害者の方の自立支援って、今までやってきたと思われていますが、この協議会を立ち上げることによって劇的に変わること、それから新しくやっていく事業について、もう少し詳しくお答え願います。

それともう1点なんですけど、こういうものを国でやるということになりますと、財政的な裏付けというものもでてくると思います。ですから、それで、新しくやれる事業等がありましたら。それからもし、この事業、協議会で取り組んで行く新規の事業が、ありましたら、こういうものをしていきたいというものをお答え願えればと思います。

○健康福祉課長（新田徳彦君） まず、今回この、賀茂地域での障害者地域生活拠点事業ってということで、この運営協議会につきましては、拠点施設の運営について協議する場という形になります。今まで、この地域生活支援拠点施設というのは、先ほど説明させていただきましたが、平成29年度までに、それぞれの市町村または、うちでいうと賀茂圏域内ですね、そこで1カ所設けなければならないよということで、賀茂地区の計画にも載っていたんですけども、なかなか、引き受けてくれるところがないというような事で、今までに至った次第でございます。今回、松崎十字の園のオリブさんが、受けていただけることになったんです

けれども、オリブさんのほうでもですね、やはり、今までそういった障害者からの相談なんかを受けている中で、例えば、親の入院が長引いてなかなか自宅に、すぐには帰れないとか、又は急に亡くなった時に、残された障害を持つ子供の生活の場の確保ですとか、そういったものが必要だよと、また、実際に、相談を受けた時に、その方の生活能力というのがどれ位あるのかっていうのが、今までわからなくて、やっぱり、関係機関にサービスを調整するときに、大変戸惑ったというような事があったみたいです。それと、あともう一点、例えば、障害者から、短期入所、ショートステイですね、これをお願いしたいと言った時に、今までは、受けた相談事業所とショートステイを受け入れてくれる担当者でやりとりをしていたんですけども、例えば、受け皿となるショートステイの施設がいっぱいだよ、という時になりますと、また今度、次の施設を探さなければならない、こういった弊害があったという中で、今回、地域生活支援拠点施設というのは、事前に障害者の把握をする形になります。把握というのはそれぞれの賀茂1市5町で持っている障害者の関係の情報なんかをそこで一元化して、この障害を持っている方の生活要求はこういう状況ですよとか、そういった、事前に把握しておくことによって、いざ、こういったサービスを受けたい時に、適切に、例えばショートステイだったら、今、こういう体が状況なんですよっていうのを相手方に言ってもらって、ですね、スムーズにコーディネートしてもらえる、それが生活拠点施設となります。

今回、だから、そういった間に入って、サービスを調整してくれる機能っていうのが今までなかったものですから、今回、この生活拠点施設を設ける事によって、選任のコーディネーターですとか相談員なんかも配置されますので、そこで、いろいろサービスを行ってもらうということです。

あと国からの支援の関係でございますけれども、これは、今のところ、国の支援はございません。今回、この経費につきましては、また来週の来年度の当初予算のほうでも、計上させてもらっております。かなりの負担金ですとか、そういったものが、委託料が、大きく、380万円ほど全部でございます。これは、先ほど言いましたけれども、松崎町が事務局ということで、他の1市4町から負担金をいただいて、それで、我々の方で、オリブさんの方へ委託契約をするという形で、総事業費が、380万円になります。で、このうちの初年度ということで、先ほどの建物の改修ということで、約250万円くらい、実際その拠点施設の運営に関わるものが約130万円くらい・・・、このくらいかかるということで、それにつきましては、それぞれの市町の負担金なんかをもらいながらですね、やっていくというような形でご

ざいます。

新しくやっていくということは、先ほど言ったこととダブるかもしれませんが、とにかく、拠点施設において、台帳みたいな物を作ります。台帳を作って、よりその情報を把握しましてですね、本当に、サービスをしたいというときにスムーズにやってもらえるようなこと。また、その拠点施設ではですね、建物をちょっと改修するんですけども、先ほど、体験の場ですとか体験の機会、そういったこともちょっと、その中でやりたいなと・・・、ですから、畳敷きの所をフローリングにして、そこで、機能訓練的な事をやりたり、あと、調理ですとか、そういった生活に必要な事ですとか、だから、その方が、今後、生活していく上での、訓練的な事もやっていくというのが、今回の事業になります。

ちょっと長くなりましたけれども、そのような・・・。

○5番（深澤 守君） もう一点お伺いします。今、障害者の自立支援の事で問題になっているのは、働いても工賃、やはり生活のベースが上がっていかないという現状があると思います。テレビなんかをみると結構ひどい状態というか、低賃金で働いている部分が、あると思うんですけど、この事業にはそういうですね、例えば、起業していくとか、そういう、工賃を上げて、そういう人達の雇用を確保するみたいな事業っていうのは含まれるんでしょうか。

○健康福祉課長（新田徳彦君） 工賃の問題が出てきましたけれども、今回、拠点施設のほうで考えているのは、例えば、障害をもたれている方がやはり、何らかの形で、機能訓練ですとか、ワークショップマナさんみたいな、ああいった所への、斡旋ではないですけど、そういったサービスを・・・、サービスというか、場所を提供する、間に入る、所ということだものですから、直接その、工賃云々というものでは、ちょっと、今回、そういうものではありませんので・・・。

（○5番（深澤 守君）「起業・・・。」）

○議長（藤井 要君） 深澤君手を上げて発言を・・・。

○5番（深澤 守君） では、あの、起業とかそういう部分の事業は含まれていないと・・・、要は、生活の中で困っていることを相談する事業ということでよろしいですか。はい、わかりました。答えは、いいです。

○議長（藤井 要君） ほかに質疑はないですか。

○2番（鈴木茂孝君） 先ほど、改修をしてという話ですけども、これは、4月から動き始める事業かと思うんですけど、実際に利用というか、***できるのはいつごろというふ

う考えていらっしゃるでしょうか。

○健康福祉課長（新田徳彦君） ちょっと、その辺の工期ですとか、そういったスケジュールの所までは・・・、すいません、オリブさんから聞いていなかったものですから。ただ来年度の事業として、こういうことをやるということですのでご理解下さい。

○2番（鈴木茂孝君） 後ですね、周知とかそのようなものをどの位されているのか、あとは、想定される利用人数というの、どの位かわかりましたら教えて下さい。

○健康福祉課長（新田徳彦君） 周知は、これからですねオリブさんと協力しながらやっていきたいなと思います。それで、今・・・、賀茂地区の現状ということで、お話したいなと思うんですけど、今の相談なんかの件数ですけども、例えば夜間の相談件数というのが、年に19件あったそうです。賀茂1市5町です。そして、また、それに加えてですね、夜間の緊急で対応した件数っていうのが、年に5件あったということで聞いています。あと緊急時に支援が見込めない世帯というのが、この賀茂地区で524世帯くらいあると、これは、各市町での聞き取りになります。あと、介護者の高齢化により今後家族以外の支援が必要となることが・・・、今後想定される障害者数が、大体115人位いるということです。あと、今度は、相談とは別に、緊急時の受け入れといたしまして、緊急時のショートステイですね、短期入所の利用件数、された方が、年に6件あったということです。それからあと、緊急入院が年に5件あったということで聞いています。そんな状況でございます。

○議長（藤井 要君） その他、質疑はありませんか。

○3番（小林克己君） 14条の会長の属する関係市町の会計管理者という、誰に当たるのでしょうか。お聞きしたいと思います。

○健康福祉課長（新田徳彦君） 規約の第14条のところの会計管理者でございますけれども、先ほど申しましたけれども、会長の属するということですが、来年度と再来年度につきましては、松崎町が事務局を務めるということになります。ですから、会長市町の会計管理者ってことになりますので、うちでいいますと出納室の会計管理者というような形に・・・。

○議長（藤井 要君） ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（藤井 要君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井 要君) 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井 要君) 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第7号 賀茂地区障害者地域生活支援拠点事業運営協議会の設置についての
件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(藤井 要君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。
